

平成 27 年 6 月

出資証券不発行のお知らせ

平素より大阪厚生信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

このたび、出資証券のお取り扱いにつきまして、次のとおりとさせていただきますので、何卒、格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、会員の皆様からお預かりした出資金につきましては、これまで出資証券を発行してまいりましたが、近年の株式会社における株券の不発行と同様、平成 27 年 8 月 3 日より出資証券を不発行とし、当金庫の会員名簿により電子的に一元管理することとなりました。

会員の皆様からお預かりしている出資金は、電子データ等として厳格に管理しておりますことから、出資金残高ならびに会員としての権利等につきましては、これまでと変わりありませんのでご安心ください。

今後、出資残高につきましては、毎年 6 月にお送りいたします「出資配当金支払通知書」でお知らせいたしますので、ご参照ください。

なお、お手元の出資証券につきましては、回収いたしませんので、そのまま保管いただければ結構です。万一紛失された場合でも、お届けの必要はなく、出資金ならびに会員としての権利等に何ら影響はございません。

会員の皆様におかれましては、何卒格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、簡単ではございますが、皆様からのご質問にお答えする形で Q & A を列記いたしましたのでご参照ください。

但し、下記につきましては、平成 27 年 8 月 3 日以降のお取扱いですのでご注意ください。

【出資証券不発行についての Q & A】

Q 1. 手元にある出資証券はどうすればよいのですか。

A 1. お手元の出資証券は、そのまま保管いただければ結構です。

Q 2. 出資証券を紛失した場合はどうすればよいのですか。

A 2. 出資証券を紛失された場合でも、届出の必要はありません。

なお、出資金ならびに会員としての権利等に何ら影響はございません。

Q 3. 出資金に新規加入（相続加入）・増口加入した場合はどうなるのですか。

A 3. 出資金に新規加入（相続加入）・増口加入いただいた際には、出資証券は発行いたしません。お名前や出資金額等を記載した「出資会員加入承諾書およびご挨拶状」を発行させていただきます。

Q 4. 脱退する際に出資証券はどうすればよいのですか。

A 4. 脱退する際には、出資証券をご提出いただく必要はございません。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店の窓口または下記お問合せ先までご連絡ください。

【お問合せ先】

大阪厚生信用金庫 総務部・総務課

電話：06-4708-6321